第 22 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所 在 地	面積	处分的子分	处历 (7 日 m)	处力 77 定価格
土地	菊池市旭志	128, 773.	東京応化工業	工業用地	1,674,058,620円
	川辺字二東	74平方メ	株式会社		
	沖987番	ートル			
	2ほか3筆				

(提案理由)

菊池テクノパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。 これが、この議案を提出する理由である。